

平成30年6月20日
自動車局整備課
自動車局審査・リコール課

大型特殊自動車メーカー6社から報告があった不適切な分解整備作業について

国土交通省から大型特殊自動車メーカー6社に対し、認証を受けていない事業場によって分解整備作業が行われたことについて、業務改善を指示しました。

本年4月、三菱ロジスネクスト(株)より、道路運送車両法第78条に基づく自動車分解整備事業の認証を受けていない全国56事業場(子会社の販売会社)において、道路運送車両法第49条で規定されたブレーキドラムを分解するなどの分解整備作業を実施していた旨報告があったことから、国土交通省は、4月24日、同社に対して業務改善指示を行うとともに、大型特殊自動車メーカー関係団体に対し、適切な分解整備を実施する旨を傘下会員に周知するよう指示したところです。

本事案を受けて各社が調査したところ、本日までに、住友ナコフオークリフト(株)など大型特殊自動車メーカー6社より、それぞれ、三菱ロジスネクスト(株)と同様に、子会社(販売会社)又は直轄工場において、認証を受けずに大型特殊自動車のブレーキドラム脱着等の分解整備を実施していた旨報告がありました。また、このうち3社では、当該不適切な分解整備作業に、リコールの改修作業も含まれていました。なお、本件に伴う事故や不具合は発生していない旨各社より報告を受けています。(別紙:大型特殊自動車メーカー系販社による未認証分解整備実施状況)。

このため、本日、国土交通省より大型特殊自動車メーカー6社に対し、次の事項について実施するとともに、平成30年8月31日までに報告するよう、それぞれ指示しました。

1. 認証を受けていない事業場で分解整備作業を実施した自動車について、速やかに認証を受けている整備工場で安全確認を実施すること。
2. 認証を受けていない事業場については、認証を取得するよう指導し、認証取得が困難な場合は、分解整備を必ず外注させること。
3. 再発防止策を講じ、速やかに実施すること。

【問い合わせ先】

自動車局整備課 田辺、成澤

自動車局審査・リコール課 田中、五十嵐

代表：03-5253-8111 (内線42423)

大型特殊自動車メーカー系販社による未認証分解整備実施状況（直近2年間）

	メーカー名	未認証分解整備 実施事業者	①未認証分解整備 実施拠点数 ／全拠点数	①のうち、自動車 整備士が存在する 拠点数	未認証の事業 場で分解整備 を行った台数	うち、リ コール実 施台数	対象車種、主な作業内容
1	コベルコ建機(株)	東日本コベルコ建機(株)	11 / 31	10 / 11	38台	-	ホイールクレーン、ショベルローダ ・ステアリングシリンダ脱着 ・ブレーキホース交換
		西日本コベルコ建機(株)	14 / 29	14 / 14	91台		
		メーカー直轄整備工場	1 / 1	1 / 1	11台		
2	住友建機(株)	住友建機販売(株)	29 / 54	22 / 29	87台	12台	アスファルトフィニッシャ 他7車種（※） ・ステアリングシリンダ脱着 ・トランスミッション脱着（R4237改善措置）
		エスケイ・イシヨウ(株)	3 / 6	3 / 3	3台	-	
		パークス甲信越(株)	3 / 4	3 / 3	19台	-	
3	住友ナコフォークリフト(株)	住友ナコフォークリフト販 売(株)	21 / 41	21 / 21	94台	4台	フォークリフト ・ブレーキドラム脱着 ・ホイールベアリング脱着（R3515改善措置） ・ブレーキピストン交換（R3904改善措置）
		東北シンコー(株)	1 / 3	1 / 1	2台	-	
		メーカー直轄工場	1 / 1	0 / 1	7台	7台	
4	(株)豊田自動織機	トヨタ L&F 販売会社 11社	25 / 259	25 / 25	106台	-	フォークリフト ・ブレーキドラム脱着
5	範多機械(株)	メーカー直轄営業所	7 / 7	6 / 7	63台	27台	アスファルトフィニッシャ ・ステアリングシリンダ脱着 ・トランスミッション脱着（R4237改善措置）
6	日立建機(株)	日立建機日本(株)	22 / 258	19 / 22	36台	-	ショベルローダ、タイヤローラ ・ステアリングシリンダ脱着 ・ブレーキホース交換
合計			138 / 694	125 / 138	557台	50台	

（※）他7車種・・・ショベルローダ(16台)、タイヤローラ(13台)、グレーダ(9台)、ロードローラ(2台)、バン(1台)、フォークリフト(1台)、ホイールクレーン(1台)

R3515:リコール届出番号国3515、届出日:平成27年2月13日、届出者:住友ナコフォークリフト(株)

R3904:リコール届出番号国3904、届出日:平成28年10月21日、届出者:住友ナコフォークリフト(株)

R4237:リコール届出番号国4237、届出日:平成30年4月6日、届出者:範多機械(株)

(参考)

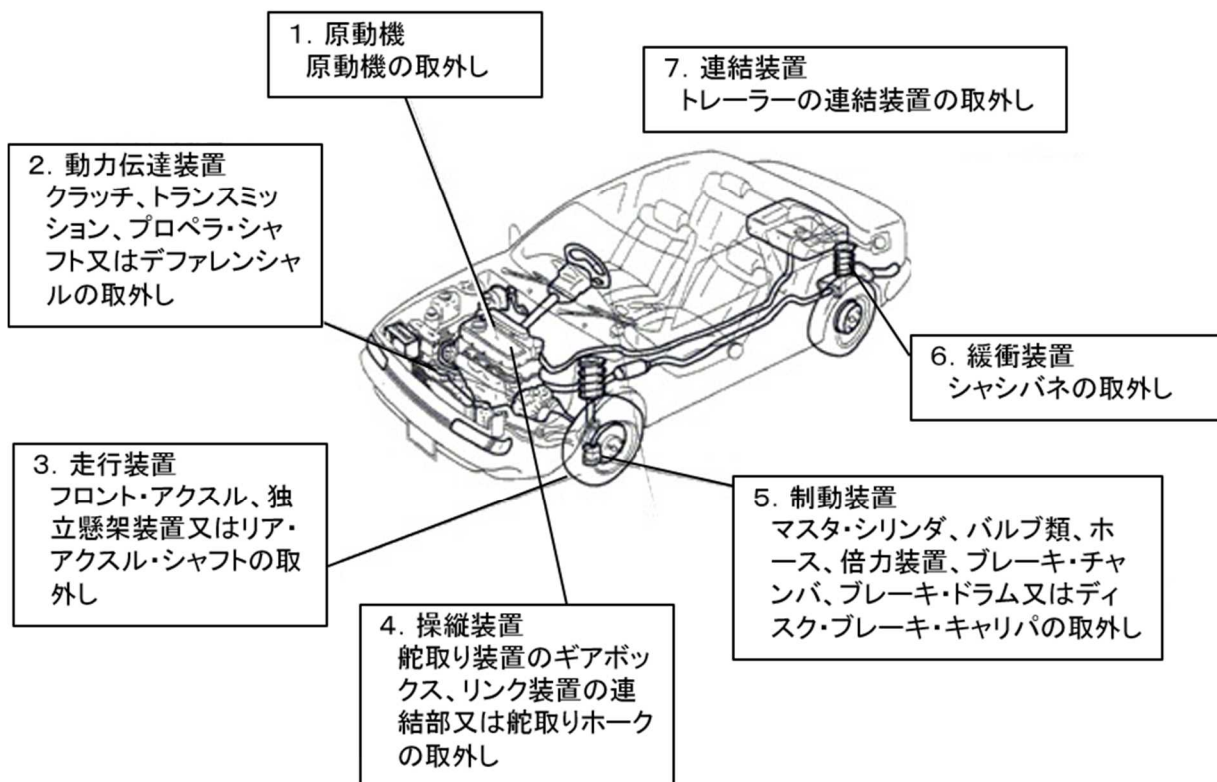
「分解整備」とは、原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置又は連結装置を取り外して行う自動車の整備又は改造であって国土交通省令で定めるものをいう。(道路運送車両法第 49 条に規定)

自動車分解整備事業を営もうとする者は、自動車分解整備事業の種類及び分解整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない。(道路運送車両法第 78 条に規定)

国土交通省令

[道路運送車両法施行規則第 3 条] (分解整備の定義)

分解整備の例



ホイールクレーン（コベルコ建機株）	アスファルトフィニッシャ（住友建機株）	フォークリフト（住友ナコフォークリフト株）
		
フォークリフト（株豊田自動織機）	アスファルトフィニッシャ（範多機械株）	ショベルローダ（日立建機株）
		
タイヤローラ（日立建機株）		
		

国自整第68号
平成30年6月20日

コベルコ建機株式会社
代表取締役社長 檜木 一秀 殿

国土交通省自動車局整備課長

不適切な分解整備作業に係る業務改善指示について

今般、貴社の整備工場及び貴社の子会社である販売会社（以下「販売会社等」という。）において、道路運送車両法第78条で規定されている自動車分解整備事業の認証を受けずに同法第49条で規定されている分解整備作業が実施されていたことが判明した。

このことは、高度な知識や整備のための設備及び技術を有する国の認証を受けた整備事業者（以下「認証工場」という。）が分解整備を行うことによって自動車の安全確保を図るという自動車分解整備事業の認証制度の目的に反するものであり、遺憾である。

については、下記のとおり指示するのでその実施状況について、平成30年8月31日までに文書で報告されたい。

記

1. これまで認証を受けていない販売会社等で分解整備作業を実施した自動車について、速やかに認証工場で安全確認を実施すること。
2. 認証を受けていない販売会社等については、自動車分解整備事業の認証を受けるよう指導し、それが困難な場合は、分解整備作業は必ず認証工場に外注させること。
3. 再発防止策を講じ、速やかに実施すること。

国自審第532号
国自整第68号の2
平成30年6月20日

住友建機株式会社
代表取締役社長 下村 真司 殿

国土交通省自動車局 審査・リコール課長
整備課長

不適切な分解整備作業に係る業務改善指示について

今般、貴社の子会社である販売会社において、道路運送車両法第78条で規定されている自動車分解整備事業の認証を受けずに同法第49条で規定されている分解整備作業が実施されていたことが判明した。

このことは、高度な知識や整備のための設備及び技術を有する国の認証を受けた整備事業者（以下「認証工場」という。）が分解整備を行うことによって自動車の安全確保を図るという自動車分解整備事業の認証制度の目的に反するものであり、また、不適切な分解整備作業には、リコールの改修作業も含まれており、市場にある自動車の不具合を早期に、かつ、確実に改修することで自動車の安全確保を図るというリコール制度の目的等に反するものであり、遺憾である。

については、下記のとおり指示するのでその実施状況について、平成30年8月31日までに文書で報告されたい。

記

1. これまで認証を受けていない販売会社で分解整備作業を実施した自動車について、速やかに認証工場で安全確認を実施すること。
2. 認証を受けていない販売会社については、自動車分解整備事業の認証を受けるよう指導し、それが困難な場合は、分解整備作業は必ず認証工場に外注させること。
3. 再発防止策を講じ、速やかに実施すること。

国自審第532号
国自整第68号の2
平成30年6月20日

住友ナコフオークリフト株式会社
代表取締役社長 加藤 成 殿

国土交通省自動車局 審査・リコール課長
整 備 課 長

不適切な分解整備作業に係る業務改善指示について

今般、貴社の工場及び貴社の子会社である販売会社（以下「販売会社等」という。）において、道路運送車両法第78条で規定されている自動車分解整備事業の認証を受けずに同法第49条で規定されている分解整備作業が実施されていたことが判明した。

このことは、高度な知識や整備のための設備及び技術を有する国の認証を受けた整備事業者（以下「認証工場」という。）が分解整備を行うことによって自動車の安全確保を図るという自動車分解整備事業の認証制度の目的に反するものであり、また、不適切な分解整備作業には、リコールの改修作業も含まれており、市場にある自動車の不具合を早期に、かつ、確実に改修することで自動車の安全確保を図るというリコール制度の目的等に反するものであり、遺憾である。

については、下記のとおり指示するのでその実施状況について、平成30年8月31日までに文書で報告されたい。

記

1. これまで認証を受けていない販売会社等で分解整備作業を実施した自動車について、速やかに認証工場で安全確認を実施すること。
2. 認証を受けていない販売会社等については、自動車分解整備事業の認証を受けるよう指導し、それが困難な場合は、分解整備作業は必ず認証工場に外注させること。
3. 再発防止策を講じ、速やかに実施すること。

国自整第68号
平成30年6月20日

株式会社豊田自動織機
代表取締役社長 大西 朗 殿

国土交通省自動車局整備課長

不適切な分解整備作業に係る業務改善指示について

今般、貴社の販売会社において、道路運送車両法第78条で規定されている自動車分解整備事業の認証を受けずに同法第49条で規定されている分解整備作業が実施されていたことが判明した。

このことは、高度な知識や整備のための設備及び技術を有する国の認証を受けた整備事業者（以下「認証工場」という。）が分解整備を行うことによって自動車の安全確保を図るという自動車分解整備事業の認証制度の目的に反するものであり、遺憾である。

については、下記のとおり指示するのでその実施状況について、平成30年8月31日までに文書で報告されたい。

記

1. これまで認証を受けていない販売会社で分解整備作業を実施した自動車について、速やかに認証工場で安全確認を実施すること。
2. 認証を受けていない販売会社については、自動車分解整備事業の認証を受けよう指導し、それが困難な場合は、分解整備作業は必ず認証工場に外注させること。
3. 再発防止策を講じ、速やかに実施すること。

国自審第532号
国自整第68号の2
平成30年6月20日

範多機械株式会社
代表取締役社長 大月 由高 殿

国土交通省自動車局 審査・リコール課長
整備課長

不適切な分解整備作業に係る業務改善指示について

今般、貴社の営業所において、道路運送車両法第78条で規定されている自動車分解整備事業の認証を受けずに同法第49条で規定されている分解整備作業が実施されていたことが判明した。

このことは、高度な知識や整備のための設備及び技術を有する国の認証を受けた整備事業者（以下「認証工場」という。）が分解整備を行うことによって自動車の安全確保を図るという自動車分解整備事業の認証制度の目的に反するものであり、また、不適切な分解整備作業には、リコールの改修作業も含まれており、市場にある自動車の不具合を早期に、かつ、確実に改修することで自動車の安全確保を図るというリコール制度の目的等に反するものであり、遺憾である。

については、下記のとおり指示するのでその実施状況について、平成30年8月31日までに文書で報告されたい。

記

1. これまで認証を受けていない営業所で分解整備作業を実施した自動車について、速やかに認証工場で安全確認を実施すること。
2. 認証を受けていない営業所については、自動車分解整備事業の認証を受けるよう指導し、それが困難な場合は、分解整備作業は必ず認証工場に外注させること。
3. 再発防止策を講じ、速やかに実施すること。

国自整第68号
平成30年6月20日

日立建機株式会社
代表執行役 執行役社長 平野 耕太郎 殿

国土交通省自動車局整備課長

不適切な分解整備作業に係る業務改善指示について

今般、貴社の子会社である販売会社において、道路運送車両法第78条で規定されている自動車分解整備事業の認証を受けずに同法第49条で規定されている分解整備作業が実施されていたことが判明した。

このことは、高度な知識や整備のための設備及び技術を有する国の認証を受けた整備事業者（以下「認証工場」という。）が分解整備を行うことによって自動車の安全確保を図るという自動車分解整備事業の認証制度の目的に反するものであり、遺憾である。

については、下記のとおり指示するのでその実施状況について、平成30年8月31日までに文書で報告されたい。

記

1. これまで認証を受けていない販売会社で分解整備作業を実施した自動車について、速やかに認証工場で安全確認を実施すること。
2. 認証を受けていない販売会社については、自動車分解整備事業の認証を受けよう指導し、それが困難な場合は、分解整備作業は必ず認証工場に外注させること。
3. 再発防止策を講じ、速やかに実施すること。